

再生可能エネルギー発電設備の設置に関する特別措置の概要

1. 特別措置の内容

通常、電気の契約は、同一敷地内の設備をまとめて一つの契約とすることを原則としていますが、再生可能エネルギーの導入促進を図るため専用線での買い取りが可能となるよう、本年3月23日に電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）が改正されました。

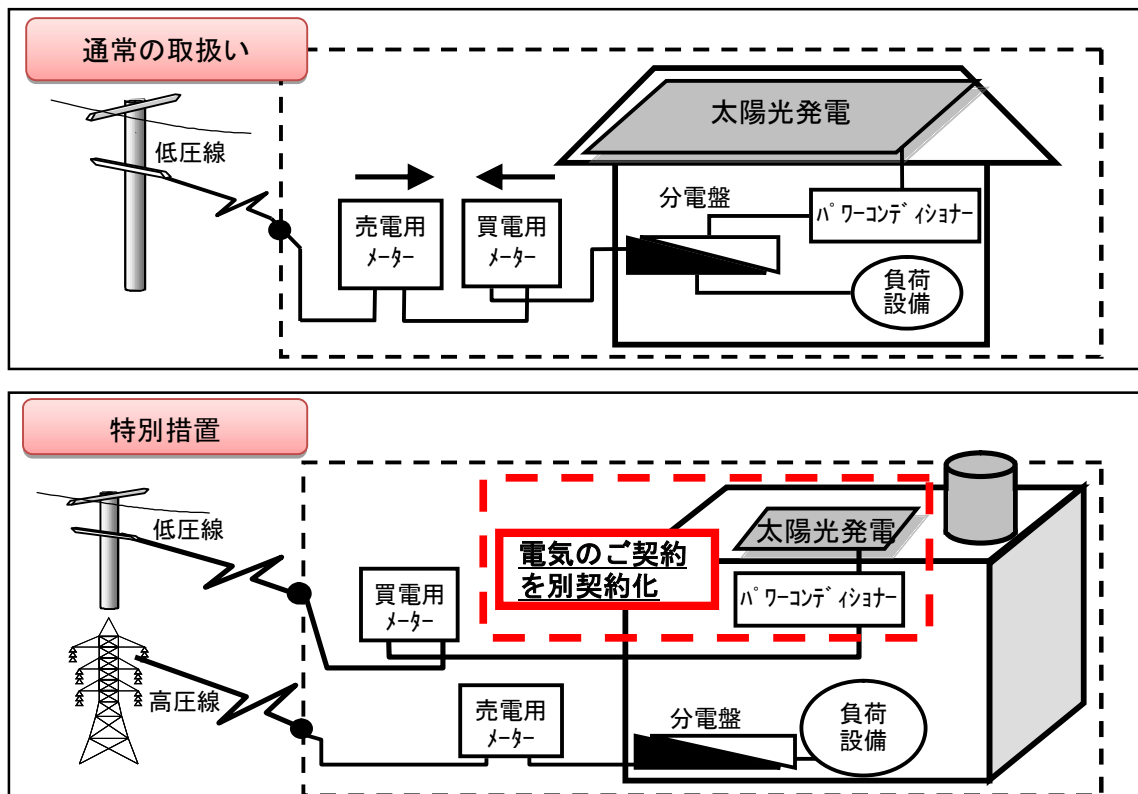
これを踏まえ、当社は、お客さまが経済産業大臣の認定を受けた太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備を新たに設置される場合で、次のいずれにも該当する場合、再生可能エネルギー発電設備のパワーコンディショナー等について同一敷地内の他の設備とは別に、電気の契約の締結を可能とする特別措置を実施します。（特別措置の適用にあたっては、当社へのお申し出が必要です）。

なお、特別措置の適用に伴って当社が引込線等の供給設備を施設することにより生じる工事費については、全額をお客さまから申し受けます。

- ① 再生可能エネルギー発電設備を設置される部分に、再生可能エネルギー発電設備以外の設備（再生可能エネルギー発電設備を使用するために必要な電灯等の設備を除きます）がないこと。
- ② 再生可能エネルギー発電設備を設置される部分とその他の部分との間が外観上区分され、配線設備が相互に分離して施設されていること。
- ③ 再生可能エネルギー発電設備を設置される部分への立ち入りに支障がないこと。

2. 実施予定日 平成24年7月1日

（参考：特別措置のイメージ）



以上